河原医療大学校　学則

第１章　　総則

（趣旨）
第１条　この学則は、本校の管理および運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）
第２条　本校は 河原医療大学校 と称する。

（目的）
第３条　本校は、教育基本法、学校教育法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、医療分野に関する知識、技術を修得させ、国際的な視野を持った専門職として、地域社会に貢献し得る豊かな人材を育成することを目的とする。

（所在地）
第４条　本校の位置を、愛媛県松山市花園町 3-6 および 3-19 に置く。

（課程、学科および定員）
第５条　本校の課程、学科及び定員は次のとおりとする。

課　　程	学　　科	入学定員	総定員	備　　考
医療専門課程	看護学科	40 名	120 名	昼間、3 年課程
	理学療法学科	40 名	160 名	昼間
	作業療法学科	40 名	120 名	昼間
	歯科衛生学科	40 名	120 名	昼間
	歯科技工学科	20 名	40 名	昼間
	診療情報管理学科	30 名	90 名	昼間

（修業年限）
第６条　修業年限は、理学療法学科は 4 年、看護学科・作業療法学科・歯科衛生学科・診療情報管理学科は 3 年、歯科技工学科は 2 年とする。
2　前項の規程に関わらず、看護学科・理学療法学科・作業療法学科・歯科衛生学科・歯科技工学科においては、入学前に大学、高等専門学校、または養成所等において指定規則に規定されている教育内容と、本校の教育内容が相当すると認められたときは、その単位数に応じて、相当期間を本校の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

（在学年限）
第７条　学生は、総ての学科において修業年限の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。
２　学則第 13 条第１項、第 14 条１項の規定により本校に転入学、編入学、再入学した者は同条第２項に定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第２章　　学年、学期及び休業日

（学年）
第８条　本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）
第９条　本校の学期は次のとおりとする。
前学期　　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後学期　　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）
第 10 条　本校の休業日は、次のとおりとする。
（1）日曜日および土曜日
（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
（3）季節における休業日
（夏季休業５週間、冬季休業２週間、及び春季休業２週間）
２　学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。
４　学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第１項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

第３章　　入学および転入学等

（入学時期）
第 11 条　本校の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第 12 条　本校に入学することのできる者は、学校教育法第 90 条第１項に規定する、次の各号の一に該当する者とする。
（1）高等学校または中等教育学校を卒業した者
（2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
（3）外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
(8) 社会人入学に関しては、別に定めるところによる。

（転入学等）

第 13 条　他の看護師養成所（3 年課程）または、理学療法士及び作業療法士養成施設等（3 年または 4 年課程）、歯科衛生士養成所（3 年課程）、歯科技工士養成所（2 年課程または 3 年課程）、診療情報管理学科のカリキュラムと同等と本校が認める専修学校および大学において、1 年以上履修した者で本校に転入学または編入学（以下「転入学等」という）を志願する者があるときは、別に定めるところにより欠員のある場合に限り選考のうえ許可することができる。

2　前項の規定により転入学等を許可しようとする者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱いならびに在学すべき年数については、別に定める学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

（再入学）

第 14 条　本校を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより欠員のある場合に限り選考のうえ許可することができる。

2　前項の規程による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3　第 1 項の規程により入学した者の既に習得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱いならびに在学すべき年数については、別に定める学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

（入学の出願）

第 15 条　本校に入学または転入学、再入学等を志願する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し資格証明書等を添付したうえで、入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

2　前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1) 入学願書
(2) 出身高等学校長の証明する調査書、または、高等学校卒業（見込）者以外の者にあっては、教育施設長が証明する調査書

3　第 1 項に定める転入学等を志願する者が提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。
(1) 転学許可書（現に他の看護師養成所 3 年課程、理学療法士及び作業療法士養成施設等

3 年または 4 年課程、歯科衛生士養成所 3 年課程、歯科技工士養成所 2 年課程または 3 年課程、診療情報管理学科においては第 13 条に定める課程に在学している者に限る）

(2) 転入学・編入学願書・再入学願書

(3) 履修証明書

（入学者の選考）

第 16 条　入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学等の手続および入学許可）

第 17 条　第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項また前条の選考の結果合格した者で、入学または転入学、再入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。ただし、第 36 条による特例の適用を受けようとする者についてはこの限りではない。

２　学校長は、前項の入学手続を完了した者に入学または転入学、再入学等を許可する。

（保証人）

第 18 条　保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は、書面により誓約しなければならない。

2　保証人は、身分および住所に変更があった場合には、直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

3　保証人を変更した場合には、新たに第 1 項の誓約書を提出しなければならない。

第 4 章　　教 育 課 程

（授業科目、単位数および時間数）

第 19 条　本校の教育課程および授業単位数は、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 および別表 6 のとおりとする。

2　学生は、所属する学科により別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 および別表 6 のいずれかの教育課程をそれぞれ履修するものとする。

3　単位計算方法は次のとおりとする。

（1）講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。また、30 時間から 60 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 2 単位とする。

（2）実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（3）臨地実習、臨床実習および歯科技工実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

（授業科目の評価および単位修得の認定）

第 20 条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価によ

り行う。

2　出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。

3　授業科目の評価は、S（90 点以上）、A（同、80 点台）、B（同、70 点台）、C（同、60 点台）および D（60 点未満）とし、「C」以上を合格とする。

4　疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者には追試験を、試験の成績が合格点に満たない科目がある者に対しては、再試験を受けることができる。

5　認定の取り扱いについては別に規程を設ける。

（入学前の授業科目の履修等）

第 21 条　看護学科に入学する者のうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または別に定める養成所等において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校において履修したものと認定することができる。社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める人間と社会の領域に区分される教育内容に限り、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

2　理学療法学科および作業療法学科に入学する者のうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号）別表 1 および別表 2 に定める養成施設において、指定規則別表 1、別表 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

3　歯科衛生学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または歯科衛生士法施行令第二条（平成 3 年政令 226）により指定を受けた歯科衛生士養成所で歯科衛生士学校養成所指定規則別表（第二条関係）に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

4　歯科技工学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または歯科技工士法施行令第九条により指定を受けた歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において、歯科技工士学校養成所指定規則別表（第二条関係）に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

5　診療情報管理学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校、専修学校

等で履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

第５章　　休学、復学、退学および転学

（休学）

第 22 条　学生が疾病、その他やむを得ない事由により 30 日以上就学できない場合は、所定の休学願に保証人連署の上、学校長に願い出て休学の許可を得なければならない。

2　病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して、学校運営会議の議を経て、学校長は休学を命ずることができる。

3　休学の期間は、1 年以内とする。ただし、学校長が特別の理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

4　前項に規定する休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、学校長が特別の理由があると認めた場合は、その限りでない。

5　休学期間は在学期間に算入しない。

（復学）

第 23 条　休学期間が満了となった学生は、学校長の許可を得て復学することができる。ただし、休学の理由が疾病であった場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2　休学となった学生が休学期間中にその休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

（退学）

第 24 条　退学しようとする者は、所定の退学願にその事由を記し保証人連署の上、学校長に願い出て、その許可を得なければならない。

（転学）

第 25 条　他の学校等へ転学しようとする者は保証人連署の上、その事由を記し学校長に願い出て、その許可を得なければならない。

第６章　　卒 業 等

（卒業）

第 26 条　第 20 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

2　学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

3　また、終了した専門課程学科に基づき、下記の通りの称号を付与する。

専門士　　（医療専門課程　看護学科）
高度専門士（医療専門課程　理学療法学科）
専門士　　（医療専門課程　歯科衛生学科）

専門士　　（医療専門課程　歯科技工学科）
専門士　　（医療専門課程　診療情報管理学科）

（資格の取得）
第 27 条　本校の各学科を卒業した者には、次の各号に掲げる国家試験の受験資格が与えられる。
（1）看護学科　　看護師国家試験
（2）理学療法学科　　理学療法士国家試験
（3）作業療法学科　　作業療法士国家試験
（4）歯科衛生学科　　歯科衛生士国家試験
（5）歯科技工学科　　歯科技工士国家試験

第７章　　賞　罰

（表彰）
第 28 条　学生として表彰に値する業績、行為があるときは、学校長が表彰することができる。

（懲戒）
第 29 条　本校の学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が別に定める規定に基づいて懲戒する。
2　懲戒の種類は、戒告、停学および退学とする。

（本校の命ずる退学）
第 30 条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。
（１）正当な理由がなく出席が常でない者
（２）第７条第１項または第２項に規定する在学年限を超えた者
（３）素行不良で改善の見込みがないと認められた者
（４）授業料等を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
（５）学力劣等で成業の見込がないと認められる者
（６）学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

（除籍）
第 31 条　学校長は次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、除籍することができる。
（１）死亡届のあった者
（２）行方不明の届のあった者

第８章　　健 康 管 理

（健康管理）
第 32 条　学校長は、学校保健法により毎年定期健康診断を実施する。
2　詳細については別に定めるところによる。

第９章　　入学検定料、入学金及び授業料等

（納付義務）
第 33 条　入学を志願する者は入学検定料を納めなければならない。また、入学の許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は授業料等を納めなければならない。

（入学検定料、入学金、授業料等の額）
第 34 条　本校の入学検定料、入学金および授業料等（以下「学生納付金」という）は別に定めるところによる。

（授業料等の納入）
第 35 条　授業料等は、年額の 2 分の 1 に相当する額を指定期日までに納入する。
　　前学期　　納期：　4 月 1 日から 4 月 30 日まで
　　後学期　　納期：　10 月 1 日から 10 月 31 日まで
2　年額を一括支払することもできる。その場合は、前項の前学期の納期に納入する。

（授業料等の特例）
第 36 条　経済的理由により就学困難で、成績優秀かつ他の模範となる人物であると学校長が認める者に対して、別に定めるところにより授業料等を減免、または、学費を給付若しくは貸与する。

（休学中の授業料等）
第 37 条　休学期間中の授業料等は納入しない。ただし、学期の中途で休学、復学した場合は当該学期の授業料等を納入する。

（退学、停学の場合の授業料等）
第 38 条　退学する者および退学を命じられた者についても、最終在籍学期の授業料等を納入しなければならない。また、停学期間中の授業料等も納入する。

（学生納付金の返還）
第 39 条　既納の学生納付金は原則として返還しない。ただし、やむを得ないと学校長が認める場合はこの限りでない。

第 10 章　　職員組織および運営

（職員組織）

第 40 条　本校の職員は以下の人数以上とする。

	看護学科	理学療法学科	作業療法学科	歯科衛生学科	歯科技工学科	診療情報管理学科
学校長	1 名					
副学校長	1 名					
学科長（教務主任）	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実習調整者	1 名	1 名	1 名			
専任教員	6 名	5 名	5 名	3 名	2 名	2 名
非常勤講師	必要に応じて置く					
非常勤教員	必要に応じて置く					
事務局長	1 名					
事務職員	2 名	1 名		1 名	1 名	
司書	1 名					
健康管理医	1 名（兼任）					
カウンセラー	1 名（兼任）					

2　本校の組織および所掌業務については、別に定める組織、所掌業務規程による。

（自己評価等）

第 41 条　本校は、その教育基準の向上を図り、本校の目的および社会的使命を達成するために自己評価委員会を設け、本校における教育活動等の状況に自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

（会議および委員会）

第 42 条　本校には次の会議および委員会を置く

（1）学校運営会議
（2）教務会議
（3）講師会議
（4）実習指導者会議
（5）入学試験委員会
（6）自己評価委員会
（7）健康管理委員会
（8）学生委員会

2　会議および委員会は本校の管理運営に関し、重要な事項を審議する。

3　会議および委員会の組織、運営及び審議等その他必要な事項は、学校長が別に定める。

第 11 章　　個人情報の保護等

（個人情報の保護等）

第 43 条　本校における個人情報の適切な取扱いを行うため、必要な措置を講じるものとする。

2　個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章　　雑則

第 44 条　本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 29 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

附　則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

附　則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 2 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

附　則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 3 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

附　則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 4 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。